

8. 年金特別会計

(1) 概要

昭和 19 年に労働者の年金保険事業（厚生年金保険）や健康保険事業（政管健保）等を経理するために、厚生保険特別会計が設置されました。また、昭和 36 年に自営業者等の年金事業（国民年金）等を経理するために国民年金特別会計が設置され、昭和 61 年には各制度共通の基礎年金制度の導入に伴い、基礎年金勘定が加えられました。

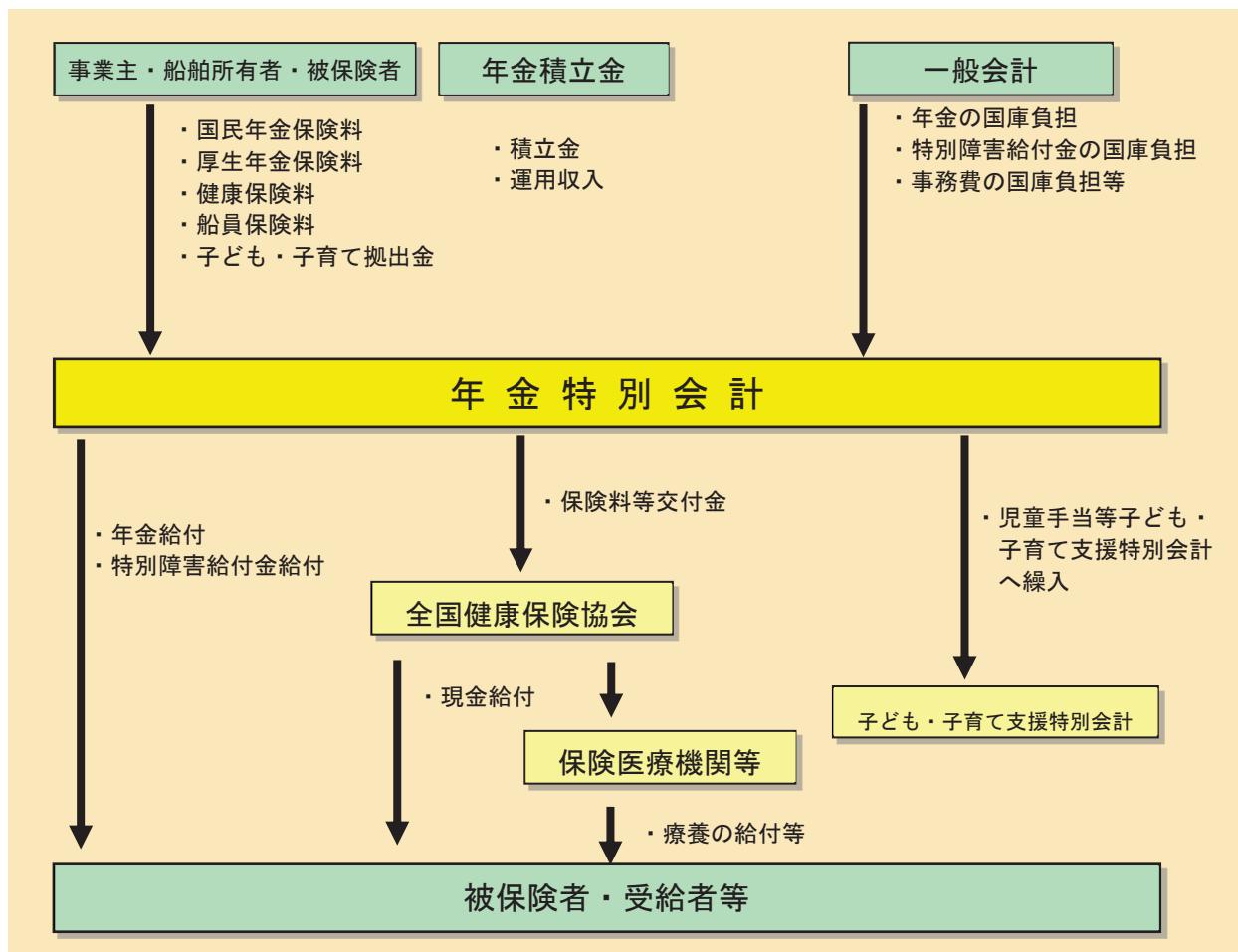
行政改革推進法に基づく特別会計改革により、厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し、年金特別会計が平成 19 年度に設置されました（船員保険特別会計の廃止に伴い、平成 22 年 1 月からは、船員保険事業の一部についても年金特別会計において経理することとなりました。）。

また、平成 26 年 4 月 1 日に施行された特会改革法により、平成 26 年度より年金特別会計福祉年金勘定は国民年金勘定に統合され、平成 27 年 4 月 1 日に本格施行された「子ども・子育て支援法」（平 24 法 65）等により、平成 27 年度より年金特別会計は、内閣府と厚生労働省による共管の特別会計になりました。

さらに、令和 7 年 4 月 1 日に施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令 6 法 47）により、令和 7 年度から子ども・子育て支援特別会計が創設（年金特別会計の子ども・子育て支援勘定と労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）が統合）されたことに伴い、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定は廃止され、年金特別会計は厚生労働省の単独の所管となりました。

年金特別会計の仕組み

国民年金・厚生年金に関して、事業主及び被保険者の支払う保険料、積立金及び積立金から生じる運用収入並びに国庫負担金を財源として、年金受給者への給付を行っています。健康保険・船員保険に関しては、事業主等から徴収する健康保険料及び船員保険料等を財源として、主に、健康保険事業及び船員保険事業を行っている全国健康保険協会に交付金を交付しています。なお、年金等の適用・徴収・給付に関する人件費、事務費等に必要な財源については、国庫負担金及び保険料により賄われています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に区分され、それぞれ以下の事業等に関する経理を行います。

① 基礎年金勘定

基礎年金事業の収支を経理するもので、基礎年金給付費（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）及び基礎年金相当給付費（昭和61年4月前の旧法による給付のうち、基礎年金に相当する部分）に充てるため、国民年金勘定及び厚生年金勘定からの拠出金並びに実施機関たる国家公務員共済組合連合会等の共済組合及び私学事業団（以下「共済組合等」といいます。）からの拠出金を主な財源として、基礎年金給付等を行っています。

基礎年金は、老後生活の基礎的部分を保障するため、全国民共通の給付を行うものです。その費用は、国民全体で公平に負担する仕組みとなっており、具体的には、基礎年金給付費総額を各制度に属する被保険者（加入者）数等に応じて負担しています。

② 国民年金勘定

国民年金事業、福祉年金事業及び特別障害給付金事業の収支を経理するもので、国民年金事業においては、自営業者等の被保険者から徴収した保険料（令和7年度の保険料額は月額17,510円）、積立金の運用収入及び国庫負担金を主な財源として、基礎年金勘定への拠出及び付加年金、死亡一時金の支給等を行っています。また、基礎年金勘定からの交付金を財源として、昭和61年4月前に受給権が発生した者に対する老齢、障害または死亡についての基礎年金に相当する給付を行っています。

福祉年金事業及び特別障害給付金事業においては、国庫負担金を財源として、老齢福祉年金及び特別障害給付金の給付等を行っています。

福祉年金事業は、国民年金制度発足時に既に高齢であった人に対しての年金の保障として老齢福祉年金を支給しています。また、特別障害給付金事業は、国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者に対して、特別障害給付金の支給を行っています。

③ 厚生年金勘定

厚生年金保険事業の収支を経理するもので、被保険者及び事業主が折半で負担する保険料（保険料率は18.300%）、積立金の運用収入及び国庫負担金を主な財源として、基礎年金勘定への拠出や、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金、特別支給の老齢厚生年金、厚生年金の被保険者期間中の病気やけがによる障害年金及び被保険者等が死亡した際にその遺族に支払う遺族年金の給付等を行っています。さらに、基礎年金勘定からの交付金を財源として、昭和61年4月前に受給権が発生した者に対する老齢、障害または死亡についての基礎年金に相当する給付を行っています。

また、平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとなり、被用者年金は厚生年金に統一されました。厚生年金事業の実施に当たっては、保険料の徴収及び保険給付の裁定等を行う機関として、厚生労働大臣に加えて、共済組合等が規定されています。

なお、厚生年金の保険給付に要する費用等は、それぞれの機関が徴収した厚生年金保険料及び管理運用する積立金等に応じて分担しています。そのため、共済組合等は厚生年金勘定へ拠出金を納付し、厚生年金勘定は共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等について、共済組合等に交付金を交付しています。

④ 健康勘定

医療保険制度のうち「健康保険法」（大11法70）及び「船員保険法」（昭14法73）に基づき全国健康保険協会が実施するものに関し、政府が行う業務の収支を経理するもので、事業主等から徴収する保険料を主な財源として、全国健康保険協会への交付金の交付等を行っています。

なお、交付先の全国健康保険協会は、健康保険組合に加入していない被用者の健康保険事業及び船員保険事業を行う保険者であり、各種保険給付や健診事業等を行っています。

⑤ 業務勘定

基礎年金事業、国民年金事業、厚生年金保険事業、福祉年金事業、特別障害給付金事業及び健康保険並びに船員保険に関し政府が行う適用・徴収に係る事務、子ども・子育て拠出金の徴収業務等に係る収支を経理しています。なお、これらの事務・事業等で、平成22年1月に設立された日本年金機構が行う業務に係る経費については、交付金を交付することとしています。

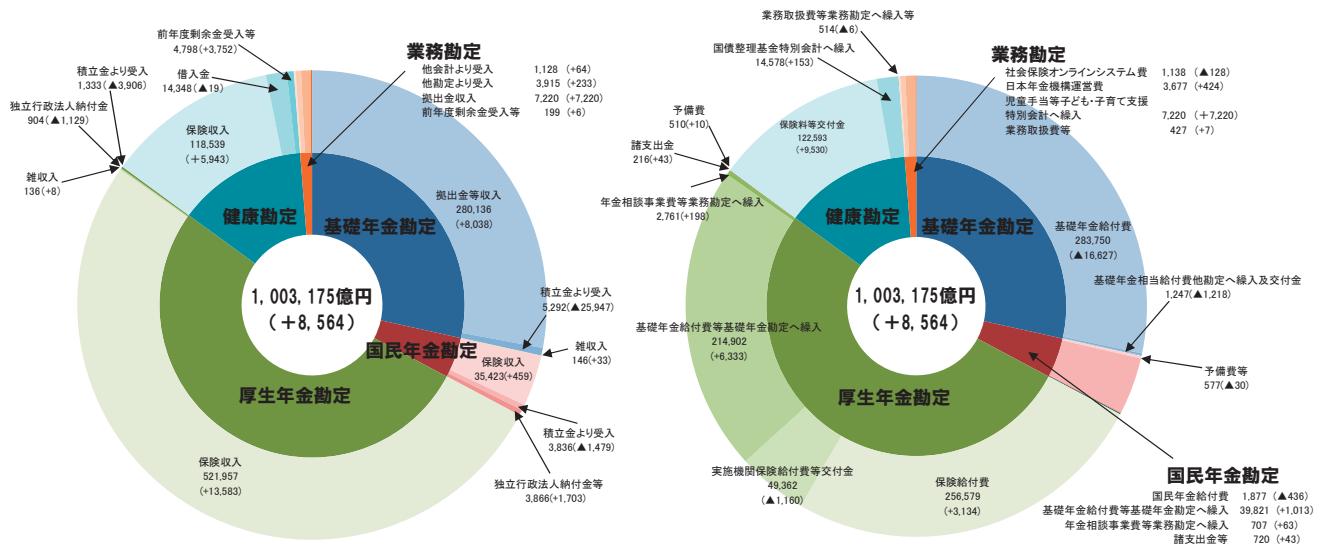
(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和7年度当初予算）

【歳入】

【歳出】

(単位：億円)



○歳入総額、歳出総額、(参考)歳出純計額

(単位：億円)

勘定	歳入総額	歳出総額	(参考)歳出純計額
基礎年金勘定	285,574 (▲17,876)	285,574 (▲17,876)	284,674 (▲16,746)
国民年金勘定	43,125(+683)	43,125(+683)	2,596(+392)
厚生年金勘定	524,329 (+8,557)	524,329 (+8,557)	306,615 (+2,004)
健康勘定	137,685(+9,676)	137,685(+9,676)	122,660(+9,534)
業務勘定	12,462(+7,523)	12,462(+7,523)	5,241(+303)
特別会計合計	1,003,175 (+8,564)	1,003,175 (+8,564)	721,786 (▲5,298)

○基礎年金勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明（増減要因）
拠出金等収入	280,128 (+8,031)	基礎年金給付等に要する費用に充てるための国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等からの受入見込額(前々年度の基礎年金拠出金の過不足に係る精算(拠出超過による減額調整の減少)による増)
運用収入	8 (+7)	財政融資資金に預け入れている支払元受高余裕金及び積立金の運用利子収入見込額
積立金より受入	5,292 (▲25,947)	基礎年金給付費等の財源に充てるための積立金からの受入見込額(前々年度の基礎年金拠出金の過不足に係る精算額(拠出超過による減額調整)の減)
雑収入	146 (+33)	基礎年金給付費の返納金収入見込額等
合計	285,574 (▲17,876)	

(歳出)

内容	額	説明（増減要因）
基礎年金給付費	283,750 (▲16,627)	被保険者、被保険者であった者等に対する基礎年金給付費(被保険者、被保険者であった者等の減少による減)
基礎年金相当給付費 他勘定へ繰入及び交付金	1,247 (▲1,218)	基礎年金相当給付費に充てるための国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等への交付金等(昭和61年4月前に受給権が発生した者の減少に伴う基礎年金相当給付費の減少による減)
諸支出金	7 (+0)	過誤納に係る返納金の払戻し等
予備費	570 (▲30)	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計	285,574 (▲17,876)	

○国民年金勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明（増減要因）
保険料収入	12,921 (+599)	国民年金第1号被保険者から徴収した国民年金保険料収入見込額(保険料月額の引上げ等による増)
一般会計より受入	22,254 (+326)	基礎年金の給付に要する費用等の一部に充てるための国庫負担金の一般会計からの受入見込額(前々年度の基礎年金拠出金の過不足に係る精算による増)
基礎年金勘定より受入	246 (▲467)	基礎年金相当給付費に充てるための基礎年金勘定からの受入見込額(昭和61年4月前に受給権が発生した者の減少等に伴う基礎年金相当給付費の減少による減)
運用収入	1 (+1)	財政融資資金に預け入れている支払元受高余裕金の運用利子収入の受入見込額
積立金より受入	3,836 (▲1,479)	国民年金給付費、基礎年金勘定への拠出金の財源に充てるための積立金からの受入見込額(年金積立金管理運用独立行政法人納付金の増加等による減)
年金積立金管理運用独立行政法人納付金	3,844 (+1,707)	年金積立金管理運用独立行政法人から納付される納付金の受入見込額
独立行政法人福祉医療機構納付金	15 (▲3)	(独) 福祉医療機構から納付される納付金の受入見込額
雑収入	6 (▲1)	国民年金給付費の返納金の受入見込額等
前年度剩余金受入	0 (+0)	前年度の決算上の剩余金見込額

合計	43,125 (+683)	
----	------------------	--

(歳出)

内容	額	説明（増減要因）
特別障害給付金給付費	23 (▲1)	特定障害者に対する給付費(受給者数の減少等による減)
福祉年金給付費	0 (▲0)	福祉年金受給者に対する給付費(受給者数の減少等による減)
国民年金給付費	1,877 (▲436)	昭和61年4月前に受給権が発生した者に対する老齢・障害または死亡についての年金給付費及び付加年金、死亡一時金等の給付費(受給者数の減少等による減)
基礎年金給付費等 基礎年金勘定へ繰入	39,821 (+1,013)	基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費に充てるための基礎年金勘定への繰入金(前々年度の基礎年金拠出金の過不足に係る精算による増)
年金相談事業費等 業務勘定へ繰入	707 (+63)	年金相談事業費等に充てるための業務勘定への繰入金
諸支出金	693 (+45)	過誤納に係る保険料の払戻し等
予備費	4 (▲1)	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計	43,125 (+683)	

○厚生年金勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明（増減要因）
保険料収入	366,028 (+13,743)	事業主等から徴収した厚生年金保険料収入見込額(1人当たり保険料の増加等による増)
一般会計より受入	109,502 (+2,360)	基礎年金の給付に要する費用等の一部に充てるための国庫負担金の一般会計からの受入見込額(前々年度の基礎年金拠出金の過不足に係る精算による増)
労働保険特別会計 より受入	51 (▲3)	職務上年金給付費に相当する金額の労働保険特別会計からの受入見込額
基礎年金勘定より 受入	647 (▲662)	基礎年金相当給付費に充てるための基礎年金勘定からの受入見込額(昭和61年4月前に受給権が発生した者の減少等に伴う基礎年金相当給付費の減少による減)
存続厚生年金基金 等徴収金	8 (▲1)	老齢年金給付の現価に相当する額の存続厚生年金基金等からの受入見込額
解散厚生年金基金 等徴収金	224 (+58)	責任準備金相当額及び減額責任準備金相当額の解散厚生年金基金等からの受入見込額(責任準備金相当額の受入見込額の増加による増)
実施機関拠出金収 入	45,221 (▲1,888)	厚生年金保険給付費等に充てるための共済組合等からの拠出金の受入見込額(厚生年金保険給付費等の見込額の増加による増)
存続組合等納付金	256 (▲43)	旧適用法人共済組合員期間に係る年金給付のうち職域等費用に相当する額の原資として存続組合等が納付する納付金の受入見込額
運用収入	20 (+20)	財政融資資金に預け入れている支払元受高余裕金の運用利子収入見込額
積立金より受入	1,333 (▲3,906)	保険給付費、基礎年金勘定への拠出金の財源に充てるための積立金からの受入見込額(保険料収入の増加等による減)
年金積立金管理運 用独立行政法人納 付金	625 (▲1,075)	年金積立金管理運用独立行政法人から納付される納付金の受入見込額
独立行政法人福祉 医療機構納付金	279 (▲54)	(独) 福祉医療機構から納付される納付金の受入見込額

雑収入	136 (+8)	保険給付費の返納金の受入見込額等
合計	524,329 (+8,557)	

(歳出)

内容	額	説明（増減要因）
保険給付費	256,579 (+3,134)	被保険者、被保険者であった者等に対する保険給付費等（保険給付費の増加等による増）
実施機関保険給付費等交付金	49,362 (▲1,160)	厚生年金保険給付費等の共済組合等への交付金
基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	214,902 (+6,333)	基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費に充てるための基礎年金勘定への繰入金（前々年度の基礎年金拠出金の過不足に係る精算による増）
年金相談事業費等業務勘定へ繰入	2,761 (+198)	年金相談事業費等に充てるための業務勘定への繰入金
諸支出金	216 (+43)	過誤納に係る保険料の払戻し等
予備費	510 (+10)	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計	524,329 (+8,557)	

○健康勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明（増減要因）
保険料収入	118,307 (+5,770)	被保険者・事業主から徴収した健康保険料収入見込額等（1人当たり保険料の増加等による増）
一般会計より受入	230 (+172)	旧政府管掌健康保険の累積債務に係る借入金の利子補填のための一般会計からの受入見込額
業務勘定より受入	○ (▲0)	（独）福祉医療機構から業務勘定へ納付される納付金の業務勘定からの受入見込額等
借入金	14,348 (▲19)	旧政府管掌健康保険の累積債務に係る借入見込額
前年度剰余金受入	4,798 (+3,752)	前年度の決算上の剰余金見込額（前年度の保険料等交付金の交付額が保険料収入を下回ったこと等による増）
その他の収入	2 (+1)	日雇拠出金収入等
合計	137,685 (+9,676)	

(歳出)

内容	額	説明（増減要因）
保険料等交付金	122,593 (+9,530)	健康保険料収入等の全国健康保険協会への交付金（保険料収入の増加等による増）
業務取扱費等業務勘定へ繰入	447 (▲11)	国及び日本年金機構で行う健康保険の適用・徴収に係る業務取扱費等の業務勘定への繰入れ
諸支出金	67 (+4)	過誤納に係る保険料の払戻し等
国債整理基金特別会計へ繰入	14,578 (+153)	旧政府管掌健康保険の累積債務に係る借入金償還及び利子の支払いのための国債整理基金特別会計への繰入れ
合計	137,685 (+9,676)	

○業務勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明（増減要因）
他会計より受入	1,128 (+64)	
一般会計より受入	1,107 (+43)	厚生年金保険事業、国民年金事業等の事務に要する費用に充てるための国庫負担金の一般会計からの受入見込額
子ども・子育て支援特別会計より受入	21 (皆増)	事業主からの拠出金の徴収に要する費用に充てるための子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定からの受入見込額
他勘定より受入	3,915 (+233)	年金相談事業等に要する費用に充てるための国民年金勘定、厚生年金勘定及び健康勘定からの受入見込額
特別保健福祉事業資金より受入	1 (+0)	特別保健福祉事業資金の清算に係る当該資金の残余の受入見込額
拠出金収入	7,220 (皆増)	子ども・子育て支援法に基づく厚生年金保険の適用を受ける事業所の被用者数等を基礎として算出した、事業主拠出金収入見込額
独立行政法人福祉医療機構納付金	○ (▲0)	(独) 福祉医療機構から納付される納付金の受入見込額
雑収入	11 (▲34)	国民年金保険料等の延滞金の受入見込額等
前年度剰余金受入	187 (+39)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	12,462 (+7,523)	

(歳出)

内容	額	説明（増減要因）
業務取扱費	422 (+3)	国が支出する職員人件費、国民年金等事務取扱交付金、内部管理事務経費等及び国民年金事業・厚生年金保険事業等の業務に係る事務費
社会保険オンラインシステム費	1,138 (▲128)	国が支出する年金給付・記録管理システムの運用等の経費
日本年金機構運営費	3,677 (+424)	日本年金機構の行う業務に要する費用に充てるための同機構に対する運営費交付金
独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	○ (▲0)	(独) 福祉医療機構から納付される納付金等相当額の健康勘定への繰入れ
諸支出金	3 (皆増)	過誤納に係る拠出金の払戻し
一般会計へ繰入	1 (+0)	特別保健福祉事業資金を清算したことによる残余の一般会計への繰入れ
児童手当等子ども・子育て支援特別会計へ繰入	7,220 (皆増)	児童手当の支給に要する費用に充てるため等の子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定への繰入れ
予備費	○ (-)	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計	12,462 (+7,523)	

② 剰余金

令和6年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

勘定	収納済 歳入額	支出済 歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般 会 計 へ 繰 入
基礎年金勘定	262,494	257,264	5,230	—	5,230	—
国民年金勘定	37,632	37,349	282	0	282	—
厚生年金勘定	503,537	472,802	30,735	—	30,735	—
健康勘定	136,019	128,019	8,000	8,000	—	—
子ども・子育て支援勘定	40,973	36,623	4,350	3,217	1,132	—
業務勘定	5,442	4,557	884	450	433	—
特別会計合計	986,100	936,616	49,483	11,669	37,814	—

令和6年度決算における剰余金は、年金特別会計全体で4兆9,483億円です。

＜基礎年金勘定＞

基礎年金勘定の剰余金は、5,230 億円です。

(剰余金が生じた理由)

一人当たり給付費が予定を下回ったこと等により、基礎年金給付費が予定を下回ったこと及び予備費が未使用であったこと等によるものです。

その詳細は、基礎年金給付費の不用額4兆 5,572 億円、予備費の未使用額 600 億円及び拠出金等収入4兆 496 億円の減少などです（なお、上記の予備費の不用に伴い、積立金より受入を 493 億円減額しています）。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法附則第 22 条第 1 項の規定により、積立金として積み立てることとしています。

＜国民年金勘定＞

国民年金勘定の剰余金は、282 億円です。

(剰余金が生じた理由)

国民年金給付費が予定を下回ったこと、基礎年金給付費を要することが予定より少なかったことにより、基礎年金勘定へ繰入が予定を下回ったこと、予備費が未使用であったこと、保険料収入及び年金積立金管理運用独立行政法人納付金が予定を上回ったこと等によるものです。

その詳細は、国民年金給付費の不用額 551 億円、基礎年金勘定へ繰入の不用額 4,432 億円、予備費の未使用額 5 億円、保険料収入 1,666 億円の増加及び年金積立金管理運用独立行政法人納付金 1,064 億円の増加などです（なお、上記の收支状況等を勘案し、国民年金給付費の財源となる積立金より受入（予定額 5,314 億円）については、受入を行いませんでした）。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 115 条第 1 項の規定により、剰余金のうち、必要な額を積立金として積み立て、残額を特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入へ繰り入れることとしています。

＜厚生年金勘定＞

厚生年金勘定の剰余金は、3 兆 735 億円です。

(剰余金が生じた理由)

一人当たり給付費が予定を下回ったこと等により保険給付費が予定を下回ったこと、基礎年金給付費を要することが予定より少なかったことにより基礎年金勘定へ繰入が予定を下回ったこと、予備費が未使用であったこと及び保険料収入が予定を上回ったこと等によるものです。

その詳細は、保険給付費の不用額 7,288 億円、基礎年金勘定へ繰入の不用額 3 兆 2,361 億円、予備費の未使用額 500 億円、保険料収入 1 兆 1,260 億円の増加などです（なお、上記の收支状況等を勘案し、保険給付費の財源となる積立金より受入（予定額 5,238 億円）については、受入を行いませんでした）。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 116 条第 1 項の規定により、積立金として積み立てることとしています。

＜健康勘定＞

健康勘定の剰余金は、8,000 億円です。

(剰余金が生じた理由)

保険料等交付金の交付額が保険料収入を下回ったこと及び前年度剰余金の受入が予定より多かったこと等によるものです。

その詳細は、保険料等交付金の交付額が 11 兆 3,063 億円、保険料収入が 11 兆 6,803 億円、前年度剰余金の増加額が 3,698 億円などです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入へ繰り入れることとしています。

＜子ども・子育て支援勘定＞

子ども・子育て支援勘定の剰余金は、4,350 億円です。

(剰余金が生じた理由)

前年度剰余金の受入が予定より多かったこと、児童手当の支給対象児童が予定を下回ったこと等により児童手当交付金を要することが少なかったこと等によるものです。

その詳細は、前年度剰余金の増加額 1,106 億円、児童手当交付金に係る不用額 1,152 億円などです。

(剰余金の処理の方法)

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令6法 47) 第 17 条の規定による改正前の特別会計法第 118 条第 1 項の規定により、歳入歳出差額のうち児童手当交付金、子どものための教育・保育給付交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費の財源に充てるために必要となる事業主拠出金の剰余金を積立金として積み立て、残額を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令6法 47) 附則第 17 条第 1 項の規定により子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定の令和 7 年度の歳入に繰り入れることとしています。

＜業務勘定＞

業務勘定の剰余金は、884 億円です。

(剰余金が生じた理由)

歳入面においては日本年金機構からの国庫納付があったこと及び前年度剰余金の受入が予定より多かったこと、歳出面においては調達計画の見直しによる事業計画の変更をしたこと、契約価格が予定を下回ったこと等により、社会保険オンラインシステム業務庁費を要することが少なかったこと等によるものです。

その詳細は、前年度剰余金の増加額 186 億円、日本年金機構納付金 193 億円などの歳入が予定を上回ったこと並びに業務取扱費に係る不用額 34 億円及び社会保険オンラインシステム費に係る不用額 351 億円などです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 119 条及び第 8 条第 1 項等の規定により、剰余金のうち、保険料財源及び特別保健福祉事業に係る剰余金は国民年金勘定等の積立金等に組み入れ、残額（国庫財源分）を特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしています。

③ 積立金等

積立金（基礎年金勘定）

① 積立金の残高

(単位：億円)

令和7年度末（予定） (令和7年度当初予算)	令和6年度末 (令和6年度決算処理後)	令和5年度末 (令和5年度決算処理後)
2,292	13,289	38,804

② 積立金の目的

特別会計法附則第22条第1項の規定により、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに共済組合等への交付金の財源に充てるために積立金として積み立てることとしています。

③ 積立金の水準

基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに共済組合等への交付金の財源に充てるとともに、予備費等として、将来の基礎年金の給付に充てるものです。

積立金（国民年金勘定）

① 積立金の残高

(単位：億円)

令和7年度末（予定） (令和7年度当初予算)	令和6年度末 (令和6年度決算処理後)	令和5年度末 (令和5年度決算処理後)
75,449	81,578	81,232

② 積立金の目的

特別会計法第115条第1項の規定により、国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な金額を積立金として積み立てることとしており、その財源は被保険者から徴収された保険料の一部であることから、将来の給付費の財源となるものであり、長期的に財政の均衡を保つために必要な金額を積み立てることとしています。

③ 積立金の水準

給付と負担の均衡を図るべき期間、すでに生まれている世代がおおむね年金受給を終えるまでの期間を100年程度（財政均衡期間）と設定し、この期間について給付と負担の均衡を図ることとしており、積立金の水準目標は、財政均衡期間の最終年度（おおむね100年後）において給付費の1年分程度の保有となるように有限均衡方式が採られています。

積立金（厚生年金勘定）

① 積立金の残高

(単位：億円)

令和7年度末（予定） (令和7年度当初予算)	令和6年度末 (令和6年度決算処理後)	令和5年度末 (令和5年度決算処理後)
1,164,832	1,202,415	1,171,309

② 積立金の目的

特別会計法第116条第1項の規定により、厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な金額を積立金として積み立てることとしており、その財源は被保険者から徴収された保険料の一部であることから、将来の給付費の財源となるものであり、長期的に財政の均衡を保つために必要な金額を積み立てています。

③ 積立金の水準

給付と負担の均衡を図るべき期間、すでに生まれている世代がおおむね年金受給を終えるまでの期間を100年程度（財政均衡期間）と設定し、この期間について給付と負担の均衡を図ることとしており、積立金の水準目標は、財政均衡期間の最終年度（おおむね100年後）において給付費の1年分程度の保有となるように有限均衡方式が採られています。

積立金（子ども・子育て支援勘定）

※ 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令6法47）附則第17条第3項の規定により、同法第17条の規定による改正前の特別会計法に基づく年金特別会計子ども・子育て支援勘定の令和6年度の出納の完結の際、同勘定に所属する積立金が、子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなされます。

なお、令和7年度末（予定）の残高は、子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定の積立金の額です。

① 積立金の残高

(単位：億円)

【参考】令和7年度末（予定） (令和7年度当初予算)	【参考】令和6年度末 (令和6年度決算処理後)	令和5年度末 (令和5年度決算処理後)
3,146	5,558	5,989

② 積立金の目的

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令6法47）第17条の規定による改正前の特別会計法第118条第1項の規定により、児童手当交付金、子どものための教育・保育給付交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費の財源に充てるために必要な金額として、「児童手当法」（昭46法73）及び「子ども・子育て支援法」（平24法65）に基づく一般事業主からの拠出金の一部を積立金として積み立てることとしており、子ども・子育て支援制度の安定的な運営の確保のために必要な将来の給付等に充てる目的としています。

③ 積立金の水準

拠出金収入の減により歳入が歳出を下回る場合や、拠出金収入の少ない年度当初に子どものための教育・保育給付など一定規模の支出が見込まれる場合に備えているものです。また、決算を経て事業主拠出金に係る剰余金が結果的に積立金として積み立てられる仕組みとなっており、現在（令和6年度決算結了後）、5,558億円を積み立てていますが、これは令和6年度支出実績の2割程度です。

④ 資産及び負債（令和5年度特別会計財務書類）

年金特別会計貸借対照表 (単位：億円、単位未満切捨)

《4年度》	《5年度》	＜資産の部＞	＜負債の部＞	《5年度》	《4年度》
147,192	148,916	現金・預金 うち政府預金 うち財投預託金	未払金	91,093	89,373
83,925	105,409	未収金	未払費用	0	—
63,266	43,507	未収収益	賞与引当金	2	2
6,858	6,886	未収保険料	借入金	14,348	14,367
1	0	前払費用			
49,185	48,842	他会計繰入未収金			
0	0				
55,416	56,443				
1,147,166	1,156,297	運用寄託金	公的年金預り金	1,255,065	1,230,310
▲ 12,125	▲ 10,673	貸倒引当金	退職給付引当金	36	38
77	76	有形固定資産	負債合計	1,360,546	1,334,091
76	75	国有財産 (公共用財産を除く)			
71	71	土地			
0	0	立木竹			
4	3	建物			
0	0	工作物			
0	0	物品			
234	338	無形固定資産	資産・負債差額	105,948	118,172
58,257	59,364	出資金	負債及び資産・負債差額合計	1,466,494	1,452,263
1,452,263	1,466,494	資産合計			

主な資産は、運用寄託金 115兆 6,297 億円です。これは、国民年金勘定及び厚生年金勘定から年金積立金管理運用独立行政法人への寄託額であり、法人が定めた運用方針に従って、国内外の債券、株式等に分散して運用しています。

主な負債は、公的年金預り金 125兆 5,065 億円です。これは、将来の年金給付財源の一部を積立金等の資産として保有しているため、当該資産に見合う金額を「公的年金預り金」として計上しているものです。

なお、借入金は、政府管掌健康保険の昭和 48 年度末累積債務及び昭和 59 年度末日雇労働者健康保険事業累積債務に係る借入金であり、財政融資資金より借入金の元本を借り入れています。これらの累積債務については、一般会計からの繰入れで償還することとされており、また、これらの累積債務が増大しないよう、その利子の全額を一般会計からの繰入れで補填しています。

資産・負債差額は、主に基礎年金勘定の剩余金及び積立金が含まれています。

⑤ 保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等

(国民年金勘定及び厚生年金勘定)

平成 16 年の年金制度改革において保険料水準固定方式が導入され、保険料率については最終的な保険料の水準を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うこととしています。

また、定期的（5 年ごと）に、その時点における長期的な財政収支の見通しを計算し、給付水準の調整を行う必要性の有無等の検証（財政検証）を行うこととなっています。

(健康勘定)

「健康保険法」（大 11 法 70）第 160 条の規定により、全国健康保険協会が管掌する健康保険の一般保険料率（都道府県単位保険料率）は、30/1000 から 130/1000 までの範囲内において全国健康保険協会が決定するものとされており、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう政令で定めるところにより算定するものとされています（平成 24 年 3 月以降の一般保険料率は全国平均で 100.0/1000）。

また、船員保険においても、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう政令で定めるところにより算定するものとされています（令和 7 年 3 月以降の疾病保険料率は 100.0/1000、災害保健福祉保険料率は 10.5/1000）。

(4) 事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

年金特別会計における事業内容の見直し等に係る取組みについては、平成 16 年の年金制度改革において、少子化等の社会経済の変動に対応した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼の確保を図るため、保険料率の引上げ、財政均衡期間に係る有限均衡方式の下で給付水準をマクロ経済スライドにより自動的に調整する仕組みの導入、安定財源を確保した上での基礎年金国庫負担割合の引上げ等の制度改革が行われたところです。

さらに、平成 24 年には社会保障・税一体改革により、基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 の恒久化や被用者年金の一元化等の年金制度改革が行われ、これにより、平成 16 年の年金制度改革によって導入された長期的な給付と負担を均衡させるための年金財政フレームが完成するとともに、社会経済状況の変化に対応した社会保障のセーフティネット強化の取組にも着手することとなっています。

年金特別会計についての問い合わせ先

(基礎年金勘定・国民年金勘定・厚生年金勘定)

厚生労働省年金局総務課 電話番号 03-5253-1111（内線 3646）

(健康勘定)

厚生労働省保険局保険課 電話番号 03-5253-1111（内線 3152）

(子ども・子育て支援勘定)

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当） 電話番号 03-6863-0074

(業務勘定)

厚生労働省年金局事業企画課会計室 電話番号 03-5253-1111（内線 3546）